

管理職員等の範囲を定める規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

野田市公平委員会委員長 岡 田 正 之

野田市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年野田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「総務課の庶務係長及び文書法規係長」を「総務課の市民相談・庶務係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。